

## 名桜大学通称名使用許可要領

(平成30年5月1日 障がい学生支援委員会決定)

本学に在学する学生（学部学生、大学院生、専攻科生、研究生、科目等履修生等）から通称名使用の申請があった場合、次の要領により、通称名の使用を許可する。

### 1 通称名使用に係る事前面談、通称名使用申請について

- (1) 通称名使用を希望する学生は、保健センター長又は支援コーディネーターと事前面談を行うこととする。面談は必要に応じて複数回実施する。
- (2) 保健センター長又は支援コーディネーターは、上記の事前面談後、通称名使用の申請が必要とする学生について、申請書（様式第1号）を学生課に提出させるものとする。

### 2 通称名使用に係る本面談について

- (1) 学生部長及び保健センター長又は支援コーディネーターは、当該学生から申請があった場合、通称名使用等面談票（様式第2号）に基づき、本面談を行うものとする。
- (2) 学生部長は、本面談後、通称名使用について、学長決裁を行うものとする。

### 3 通称名使用の許可・不許可について

学長は、本面談により通称名使用が適当と認めた場合、当該学生に対し、通称名使用許可通知（様式第3号）を交付するものとする。また、不許可の場合は、その旨通知するものとする。

通称名使用の許可範囲（様式第4号）

### 4 関連部署への通知等について

- (1) 学生課は、通称名使用許可があった場合、速やかに関連部署（教務課等）、学生の所属する学群・学部または研究科の長、専攻・学系または学科の長、及び指導教員または年次担当教員に通知するものとする。
- (2) 関連部署（教務課等）は、速やかに履修者名簿等の記載事項変更を行い、講義担当教員へ通知するものとする。